部門の意見が十分に反映されること[が明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること]。 2　本社又は本社の委任を受けた者が、保安管理部門及び事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること[。] 3　保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること[。]	[三　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行っていること。]

備考　表中の［　］は注記である。

様式第四十六を次のように改める。

様式第46（第55条関係）

主任技術者選任又は解任届出書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地		
選任した主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	
	選任年月日	
解任した主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
	解任年月日	

備考　1　法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。

2　届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主任技術者の欄を斜線により削除すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。